

徳大労組 第 19 回定期大会

(日時) 2022年7月2日 13:00~16:00

(会場) ウェブ会議



徳島大学教職員労働組合

徳島大学教職員労働組合 第19回定期大会 議案書

目 次

第1号議案	2022年度役員等選挙結果に関する件	2
第2号議案	2021年度の活動報告に関する件	4
第3号議案	2022年度の活動方針に関する件	10
第4号議案	2021年度(21年6月-22年5月)会計決算報告に関する件	17
第5号議案	2022年度(22年6月-23年5月)会計予算に関する件	17
第6号議案	組合規約改正に関する件	20
付録	徳島大学教職員労働組合規約	22
	徳島大学教職員労働組合組合費規約	27
	徳島大学教職員労働組合役員選出規定	28
	徳島大学教職員労働組合出張費規定	29
	徳島大学教職員労働組合慶弔規定	30

2022 年 6 月 1 日

徳島大学教職員労働組合
2022 年度役員選挙並びに第 19 回定期大会代議員選挙の結果について



徳島大学教職員労働組合選挙管理委員会

委員長 田久保浩
委員 林佳代子
委員 佐久間亮

徳島大学教職員労働組合同約第 14 条及び第 22、23 条に基づく 2022 年度役員・中央委員選挙、並びに徳島大学教職員労働組合同約第 9 条に基づいて 2022 年 7 月 2 日（土）に開催予定の第 19 回徳島大学教職員労働組合定期大会代議員選挙に関し、それぞれ 2022 年 5 月 23 日（月）から 5 月 31 日（火）まで投票を実施しました。

徳島大学教職員労働組合役員選出規定に則り、以下の通り結果を報告します。

記

1. 投票総数及び投票率

公示時有権者数	投票総数	有効票数	無効票数	投票率
133	91	91	0	68.4%

投票数が有権者数の 3 分の 2 を越えており、本選挙は成立しました。

2. 選挙結果

別紙の通り、候補者全員、有効投票の過半数の支持を得て信任されました。

以 上

2022年度役員選挙・第19回組合定期大会代議員選挙開票結果

1. 徳島大学教職員労働組合 2022年度役員 (有効票数91)

中央執行委員長 (1名)	今井晋哉	87	票
中央副執行委員長 (1名)	渡部 稔	88	票
書記長 (1名)	山口裕之	86	票
書記次長 (1名)	吉岡宏祐	88	票
会計 (1名)	浅田 沢	88	票
監査委員 (2名)	安間 了	88	票
	堤 和博	87	票
選挙管理委員 (3名)	須見千秋	89	票
	荒武達朗	88	票
	熊坂元大	88	票

2. 徳島大学教職員労働組合 2022年度 教職員支部選出役員 (有効票数91)

中央執行委員 (3名)	河野 理	88	票
	田中章子	88	票
	坪内裕子	87	票
中央委員会委員 (5名)	篠原佳奈	87	票
	藤原茂樹	88	票
	向井理恵	88	票
	中島孝子	88	票
	内海千穂	88	票

参考 中央執行委員は各支部50名以下で1名、51-100名で2名、101人以上で3名選出
 中央委員会委員は各支部20名以下1名、20名ごとに1名、81名以上5名とする。
 (公示時支部組員数 133名)

3. 徳島大学教職員労働組合第19回定期大会教職員支部選出代議員 (有効票数91)

藤本優子	89	票
三木理恵子	89	票
内山八郎	88	票
兒島雄志	88	票
山本哲也	88	票
西岡久子	88	票
甲田宗良	88	票
大村和人	88	票
久田旭彦	88	票
新田元規	88	票

参考 教職員支部代議員定数 10名
 支部組員数10名に1名選出、91名以上10名とする
 (公示時支部組員数 133名)

1. 2021 年度中央執行委員会の取組み概要

徳島大学教職員労働組合は、昨年の定期大会で以下の 3 つの活動方針を決定した。

- 1) 徳島大学を誇りに思い、安心して働ける職場とするよう、教職員の労働条件の改善や地位向上の方策を大学運営者側に提案します。
- 2) 職域を越えた職場の支援ネットワークとして職員間の交流・学習の機会を提供します。
- 3) 過半数組合づくりの取組みを推進します。

上記方針にもとづき、8 月 19 日に、毎年恒例となっている学長・病院長あての要望文書を提出し、学長懇談・病院長懇談に臨んだ。要望項目は、①来年度以降の大学の運営について引継ぎのお願い。②全教職員に関連する事項について。③教員の労働条件改善について。④事務職員の労働条件改善について。⑤パート職員・契約職員の待遇改善について。⑥病院職員の労働条件改善について。以上 6 点。それぞれにつき概要を具体的に報告する。

最初に、今年度獲得した成果の一覧を示す。

★獲得した成果

- ・事務職員の部長級・課長級への内部からの登用につき、内部人材の育成を進めることとするとの回答を得た。
- ・「教育・研究者情報データベース (EDB)」と「徳島大学研究者総覧」における生年の公開を任意とすると共に、性別については非公開とすることとなった。
- ・看護師の白衣について、中途退職者に対して「汚れているから」という理由で弁償させることは基本的にしないとの回答を得た。
- ・人事院勧告に準拠した賞与の引き下げの年度内実施を阻止した。
- ・結婚休暇の取得可能期間に関して現状の「結婚から 1 か月以内」を「1 年以内」へと延長する

こととなった。

- ・雇用期限付きの教職員の育児休業・介護休業の取得制限（残る雇用期間の要件）を撤廃することとなった。
- ・特許の申請費用に寄付金や講座の経費を充当できることとなった。
- ・病院のパート職員等の入職時に提出する健康診断票について、高額なインターフェロロンγ遊離試験を必須項目から外すこととなった。
- ・昨年 11 月から故障していた看護師更衣室のトイレの修理などを実施することとなった。

以下の文中の上記成果に関連する部分に、★印をつける。

1) 誇りに思える職場づくり

【第一回学長懇談】

10 月 11 日に学長懇談を開催し、先述の 6 点のうち、病院に関する⑥以外の 5 点について意見交換を行った。大学側の回答と組合側の見解は以下のとおり。

① 来年度以降の大学の運営について引継ぎのお願い

〈大学側回答〉

これまでの大学運営への協力を感謝する。次期学長にも、これまでどおりの関係を継続し、十分話を聞きながら大学運営を進めていくように話をした。

② 全教職員に関連する事項について

- 1) 年度に引き続き、人事院はボーナスの引き下げを勧告しました。昨年度同様に、年内の実施を見送るなど、教職員の待遇が悪化しないような対応を求めます。

〈大学側回答〉

対応につき検討中。10 月中に方針を決める。

- 2) 現在の給与における地域手当が、国家公務員

3%に対して 2%となっている点につき、早期の改善を希望します。

〈大学側回答〉

当面は財政状況から実現は難しい。今後は、第 4 期の財政状況を見ながらの判断となる。

3) 教職員の適切な年休取得や残業時間削減のために有効な対応策を取られることを求めます。

〈大学側回答〉

今年度も年休取得促進のための通知を 2 回出している。また残業時間削減のために IC カードによる時間管理を行っていききたい。

4) 蔵本駐車場について、引き続き①他事業所と比べて高額な駐車料金の見直し、②朝の出勤時間帯の混雑緩和策、③無料駐車券の配布基準の見直しを希望します。

〈大学側回答〉

③について、蔵本駐車場委員会からは、蔵本地区の教職員は一日 80 円程度の駐車料金を負担しているので、他地区の教職員にも同程度の金額を負担してもらいたいとのことだった。

〈組合側回答〉

蔵本地区の駐車場については改善を求める声が多いので引き続き対応を検討する。

③ 教員の労働条件改善について

1) 任期付きの助教など、雇用期限付きの教員につきまして、育児休業の取得制限(育児休業申出の日から起算して1年以内に雇用契約が終了することが明らかな職員を対象外とする)を緩和し、若手の女性研究者が研究を継続しやすい環境づくりを進めていただくことを希望します。★

〈大学側回答〉

育児休業の趣旨は雇用の継続なので、任期が切れることが明らかな場合にそれを認めるのは制度の趣旨と異なるのではないかと考える。

〈組合側回答〉

研究者の立場からすると、最後の 1 年に育児のために退職するとキャリアが途絶えるので問題がある。大学

としても費用負担が増えるわけではないし、対象者も少数である。男女共同参画に積極的な大学としてアピールするためにも前向きに検討してほしい。

その後、2021 年 3 月の過半数代表者と大学側の話し合いにより、育児休業・介護休業の取得制限を撤廃することとなった。

2) 裁量労働制の適用対象にあたらぬはずの人が、裁量労働制を適用されていないかどうかを確認し、勤務体制を改善するか、通常の労働契約として時間外勤務手当を支払うか、どちらかにすることを求めます。

〈大学側回答〉

現状で適切に運用されていると認識している。

〈組合側回答〉

実態につきアンケート調査などを行いたいので、その節は協力をお願いする。

3) 「研究支援・産官学連携センター」における特許の申請について、「短期的な技術移転の可能性なし」の場合の申請費用が、「競争的資金の直接的経費」のみとなっている点について、寄付金や講座の経費が充当できるように改善を求めます。★

〈大学側回答〉

改善する。

④ 事務職員の労働条件改善について

1) 事務職員の部長級・課長級への内部からの登用につき、引き続き拡大することを求めます。★

〈大学側回答〉

内部人材の育成を進めたい。事務組織の働き方改革を進めたい。

⑤ パート職員・契約職員の待遇改善について

1) パート職員・契約職員の時給を、契約後 3 年を超えてもアップするように改善を求めます。

〈大学側回答〉

有期雇用職員の待遇改善については財政状況を見ながら引き続き検討したい。

2) パート職員にも一時金を支給するなど、更なる

待遇向上を求めます。

〈大学側回答〉

第4期の財政状況を見ながらの判断となる。

- 3) 無期雇用に転換した職員が、雇用期限付きとして募集されている職種に転換した場合に、無期雇用を継続することを求めます。

〈大学側回答〉

現状では違法ではなく、本人の合意を取っているので問題はないと考える。

〈組合側回答〉

違法ではないかもしれないが不公平ではあるので、引き続き検討を求めます。

追加議題について

- 1) 「教育・研究者情報データベース (EDB)」と「徳島大学研究者総覧」における生年の公開を任意とするように求めます。★

〈大学側回答〉

今後、生年の公開は任意とする。性別については非公開とする。

【病院長・副病院長懇談】

学長懇談に先立ち、9月27日に実施した。病院職員の待遇改善として、下記13点について意見交換を行った。

- 1) 医員・研修医・修練歯科医（以下、「医員等」）の日給の増額を求めます。

〈病院側回答〉

財務状況が厳しく実現は困難である。

- 2) 医員等に対して、適切な時間外勤務手当の支払いを行うよう求めます。

〈病院側回答〉

引き続き適切な支払いに努める。

- 3) 医員等の適切な労働時間の把握を行うことを求めます。

〈病院側回答〉

引き続き適切な労働時間把握に努める。

- 4) 医員等に対して、適切な年休付与を求めます。

〈病院側回答〉

適切な年休の付与について各診療科に周知している。

- 5) 現在は医師に限定されている「臨床手当」を、歯科医師にも支給することを求めます。

〈病院側回答〉

財務状況が厳しく実現は困難である。

- 6) 看護師に対して、適切な時間外勤務手当の支払いを行うよう求めます。

〈病院側回答〉

適切に時間外勤務手当を支払っていると考えている。(改善のために) 適切でなかった事例を具体的に教えてほしい。

- 7) 看護師の適切な労働時間の把握を行うことを求めます。

〈病院側回答〉

適切な労働時間把握を行っていると考えている。(改善のために) 適切でなかった事例を具体的に教えてほしい。

- 8) 看護師に対して、適切な年休付与を求めます。具体的には、最低毎月一度は土日の前後に夜勤のない休日を作るなど、連休を取れるようにしていただきたいと思っております。

〈病院側回答〉

現状で連休取得は大多数の看護師について実現している。

- 9) アドバンス助産師(CLoCMiP レベルⅢ認証助産師)の手当付与もしくは申請・更新に関する費用補助をしていただけるように求めます。

〈病院側回答〉

・資格は個人の利益になるので、全ての資格申請・更新に関する費用補助などは考えていない。

・院内で資格取得のための講習会の支援を実施している。

- 10) 看護師の白衣について、中途退職者に対して「汚れているから」という理由で弁償させることをやめるように求めます。★

〈病院側回答〉

現在は余剰もあるので基本的に弁償させることはない。

- 11) 子どもが小学2年生になるまでの時短勤務や夜勤免除延長について引き続きのご検討を求めます。

〈病院側回答〉

- ・夜勤人員の不足から今は延長はできない。
- ・どうしてもできない場合には相談に応じている。

12) 子どもに障害がある場合の時短勤務や夜勤免除の制度の新設を求めます。

〈病院側回答〉

回答なし。→後日の看護部長よりの追記:「これは申請可能です。現在該当者がいます。」

13) パート職員の新規採用にあたり、健康診断の費用(約 3 万円)が自己負担となっておりますが、入職後の健康診断で対応するなどの負担軽減策を求めます。★

〈病院側回答〉

病院として感染防止対策として必要な項目を求めているが、改善につき検討はする。

その後、改善状況について問い合わせたところ、「2022 年 4 月より、インターフェロノンγ遊離試験は必須でなくなった。それが高額であったため、自己負担額は減額している。ただし、採用時健康診断票の提出は変更なし」との回答があった(6 月 22 日付)。★

【第二回学長懇談】

2021 年度の人事院勧告が閣議決定されたことを受けて、11 月 26 日、第二回の学長懇談を申し入れた。話題は下記の 5 点。

1) 人事院勧告(ボーナスの月給 0.15 か月分引き下げ)への対応について★

〈大学側回答〉

年度内のボーナス引き下げは見送り、来年 6 月からの対応の方向。

〈組合側応答〉

来年度の運営費交付金の見通しが立った段階で再度話し合いを持ちたい。

2) 任期付き助教の育児休業取得条件の緩和についての検討状況。

〈大学側回答〉

育児休業法改正に合わせて検討する。

3) ①生後 1 年未満の子の保育休暇(1日に 2 回、

少なくとも 30 分)、②結婚休暇(連続 5 日)、③配偶者出産休暇(2 日)について、有期雇用職員も職員と同等に有給化すること。

〈大学側回答〉

今後検討する。

4) コロナ流行期間中は特例として結婚休暇の取得可能期間を延長し、流行終息後に取得できるようにご対応いただくこと。★

〈大学側回答〉

特例的な措置ではなく恒久的な改正として、現状の「結婚から 1 か月以内」を「1 年以内」とする方向で検討している。

5) 無期転換されたパート職員が雇用期限付きの契約職員として契約を結ぶ際に無期契約が解除される件についての検討状況。

〈大学側回答〉

現状通りの対応とする。

〈組合側応答〉

就業規則の条文にもとづいて人事課との協議を継続したい。

【その他の取り組み】

1) 看護師アンケートの実施

年度末に、看護師を対象とした労働実態アンケートを行った。その結果に基づき、労働環境改善に関して、早急な改善が求められる 4 件の事項につき、5 月 31 日にその対応を申し入れた。

6 月 14 日付で病院側より「6 月 16 日に改修工事を行う。6 月 9 日に便座クリーナーを設置した」等の回答があった。★

2) ロシアによるウクライナ侵略に対する抗議

3 月 1 日、ロシア連邦大使館に抗議文を送付した。

2) ネットワークづくり

新型コロナウイルスの感染拡大への対応として、8 月のビアガーデン・パーティ、12 月の忘年会、3 月の送別会、4 月の新歓は見送った。

徳島労連や医労連との協力関係も引き続き良

好である。国公労連や徳島労連、医労連など地域の労働団体の活動にも積極的に参加した。(対外活動については「活動の記録」を参照。)

また、未組合員対象のメルマガ「徳島大学教職員労働組合からのお知らせ」は107号を迎え、組合活動に対する未加入の教職員の認知度や好感度は確実に高まっている。組合員対象の「中執便り」も145号を越え、組合員の連帯感の向上に大きな役割を果たしている。

3) 過半数組合づくり

日ごろからの教職員への加入呼びかけや、労働相談への対応、4月の病院オリエンテーションでの組合説明などを実施した結果、21年度中(21年7月1日～21年6月20日現在)に**14名の新規加入**があった。3名の退職、6名の退会で、差し引き**5名の増加**(ちなみに20年度は21名の増加、19年度は1名の増加)。今後とも、組合活動の有効性をアピールして、組合員増を実現していくことが必要である。

<対外活動の記録>

●全国大学高専教職員組合(全大教)(すべてウェブ会議)

2021年6/19:全大教中国四国地区第31回教職員研究集会(山口・河野)

2021年6/19:全大教中国四国地区協議会第68回単組代表者会議(山口)

2021年7/17:全大教第54回定期大会(今井)

2021年9/11・12:全大教第30回教職員研究集会(今井・山口・河野・斉藤)

2022年3/6:全大教近畿・中四国地区合同単組代表者会議(山口)

2022年3/6:全大教中国四国地区協議会第69回単組代表者会議(山口)

2022年6/18:全大教中国四国地区教育研究集会(今井・山口・吉岡・河野)

●全大教執行部(すべてウェブ会議)

(中央執行委員会会議)

2021年7/31:第1回中央執行委員会(山口)

2021年8/5:議題調整会議(山口)

2021年9/2:教研集会A4分科会打ち合わせ(山口)

2021年9/4:議題調整会議(山口)

2021年9/7:国大協役員への中執就任あいさつ(山口)

2021年9/16:政党懇談会打ち合わせ(山口)

2021年9/30:議題調整会議(山口)

2021年10/10:第2回中央執行委員会(山口)

2021年10/18:前教文部長からの引継ぎ(山口)

2021年10/29:文部科学省懇談打ち合わせ(山口)

2021年12/9:議題調整会議(山口)

2021年12/18:第3回中央執行委員会(山口)

2022年1/11:議題調整会議(山口)

2022年1/14:文教部会(山口)

2022年1/23:第4回中央執行委員会(山口)

2022年1/25:文科省懇談打ち合わせ(山口)

2022年2/4:議題調整会議(山口)

2022年2/16:政党懇談会打ち合わせ(山口)

2022年3/22:議題調整会議(山口)

2022年4/10:第5回中央執行委員会(山口)

2022年4/13:秋の教研集会に代わるウェブ集会企画打ち合わせ(山口)

2022年6/11:第6回中央執行委員会(山口)

2022年6/18:第7回中央執行委員会(山口)

(大学自治の確立を目指す制度要求作り進め方検討会)

2021年9/17:第2回会合(山口)

2021年11/22:第3回会合(山口)

2022年1/17:第4回会合(山口)

2022年3/14:第5回会合(山口)

2022年5/23:第6回会合(山口)

(外部団体等との懇談)

2021年9/17:共産党との懇談(山口)

2021年9/27：れいわ新選組との懇談（山口）

2021年9/30：立憲民主党との懇談（山口）

2021年10/8：社会民主党との懇談（山口）

2021年11/5：文部科学省との懇談（山口）

2022年1/25：文部科学省との懇談（山口）

2022年2/17：政党懇談会（山口）

2022年4/8：全大教執行部と文教関係国会議員との懇談会①（山口）

2022年4/12：全大教執行部と文教関係国会議員との懇談会②（ウェブ）（山口）

2022年6/7：文部科学省との懇談（山口）

（その他）

2021年11/26：全大教新聞新春座談会（山口）

2022年2/19：全大教北海道・中部地区合同単組代表者会議（ウェブ）（山口）

●徳島県労働組合総連合（徳島労連）&徳島県医療労働組合連合会（県医労連）

2021年10/3：徳島労連第33回定期大会@徳島県国保会館（吉岡）

2022年1/27：徳島県医労連第50回中央委員会

（ウェブ）（田中）

2022年2/1：18：30～20：30@ウェブ：徳島労連中央委員会（吉岡）

●徳島県国家公務員労組共闘会議（徳島県国公）

2021年6/30：国公労連校務部会オンライン学習会I@ウェブ（吉岡）

2021年7/13：幹事会（吉岡）

2021年9/14：幹事会（吉岡）

2021年10/12：幹事会（吉岡）

2021年11/16：幹事会（吉岡）

2022年1/24（木）～@メールによる書面開催：
県国公定期大会（今井、山口、吉岡）

2022年2/8：幹事会（吉岡）

2022年3/8：幹事会（吉岡）

2022年5/17：幹事会（吉岡）

●その他

2021年11/18：過労死等防止対策推進シンポジウム（吉岡）

1. 基本方針

●労使関係、労働条件の改善について

- ① 教職員の賃金・労働条件は、組合との団体交渉を誠実にやり決めするという労使関係を確立すること。
- ② 大学病院に勤務する看護師の労働条件を抜本的に改善すること。看護師を充分確保・増員し、7 対 1 看護の体制において、安全で安心して働ける労働環境になるよう看護師の意見を取り入れた職場改善システムを構築すること。
- ③ 事務系の職場や病院において、不払い残業の根絶を始めとして労働基準法など法令を遵守するとともに、労働時間を短縮すること。そのため、労使協議の場を設けること。
- ④ 助教の研究環境の充実と待遇改善を行うこと。また、助教等を全員任期付きとするなどの無限定な任期制の導入は行わないこと。
- ⑤ 教職員の単身赴任手当における対象者規定の見直しを検討し適正な運用になるように改善すること。
- ⑥ 教育研究水準を低下させ、教職員の労働強化を招く人件費削減・人員削減計画については、労働組合と協議し再検討すること。
- ⑦ 教員賃金水準を 5%引き上げて私立大学との格差是正をはかること。職員は国家公務員との給与格差是正のため昇任・昇格等の改善を行うこと。
- ⑧ 教員任期制の導入に際しては、無限定な任期制を行わず、教員任期法に基づき、選択的限定的任期制、本人合意、組合との交渉事項であること等のルールを確立すること。
- ⑨ 年俸制の無限定的な導入を避け、年俸の減額は行わないこと。
- ⑩ 教職員の評価と査定昇給問題について、評価基準が不透明・未成熟な現状では、現行システムの実施上での問題点を調査検討し改善

策を提示すること。公正かつ透明性のある評価基準、評価への異議申し立て権の保障、査定のあるり方について組合との交渉事項とすること。

- ⑪ 教職員のワーク・ライフ・バランスを考え、次世代育成支援推進法に基づく実効性ある「行動計画」を教職員の意見を取り入れて改善すること。
- ⑫ 全学の人権委員会が教職員にとって真に相談しやすいものとして機能するように改善すること。

●教育研究環境の充実

- ① 授業料等の学生納付金の高額化、教育研究条件の貧困化は、学生の学ぶ権利の侵害であることの認識を共有し、その改善の取り組みを強めること。
- ② 競争的予算配分、学長等の裁量経費への偏った予算配分が基礎的で長期的な教育研究の基盤を壊し、歪めていることを認識し、均衡のある長期的視点から教育研究の推進を助成すること。
- ③ 大学の教育研究のあり方、特性を活かし、「学術の中心として」「深く専門の学芸を教授研究」（学校教育法 83 条）ができるよう財政基盤を整備すること。

●大学運営に関すること

- ① 学長選考、理事選任は、民主的ルールに基づき行うこと。具体的には、学長選考は学内構成員による投票制度を維持・尊重すること、学長の理事選任は教育研究評議会の推薦、経営協議会の意見聴取を取り入れること。
- ② 情報公開、透明性の担保の原則を明確にし、役員会、教育研究評議会、経営協議会及び教授会の議事の概要を作成し、公開すること。
- ③ 教育研究の充実、活性化の観点から財政・経営問題を含めて、教育研究評議会・教授会が自

治・自律的な機能を十分に発揮すること。経営協議会は教育研究の充実のため、その整備、充実、支援に当たること。

- ④ 教育研究評議会の評議員のうち、国立大学法人第 21 条第 2 項の四に規定する「その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員」の指名に際しては、大学を構成する部局その他の教育研究上の重要な組織から選出されたものを含むこと。
- ⑤ 教育研究評議会での審議に付す重要事項は基本的に教授会での審議を経ること。
- ⑥ 教員人事に関しては、教授会・教育研究評議会の議に基づき採用、昇格、降格、異動、解雇等を行うこと。

2. 2022 年度の活動方針

昨年度に引き続き、私たちは次に掲げる 3 つの活動方針で 2022 年度の組合活動を実施していく。

- 1) 徳島大学を誇りに思い、安心して働ける職場とするよう、教職員の労働条件の改善や地位向上の方策を大学運営者側に提案します。

組合員や組合員以外の教職員の声も集めて、大学役員会や各部局長等に対して労働条件の改善に向けて団体交渉し、より良い職場になるよう努力する。人事院勧告や政府の人件費抑制策等の動向にも留意して、活動に取り組む。具体的には、後述の内容を「2022 年度学長・病院長への要望」として、中央委員会・定期大会の議を経て大学側に提出する。

- 2) 職域を越えた職場の支援ネットワークとして職員間の交流・学習の機会を提供します。

- ① 組合員同士が交流できるように、懇親会をな

るべくたくさん開催する。

- ② 徳島労連などのイベントも組合員に紹介し、参加を募る。
- ③ さまざまな**教研集会**にもなるべく参加者を送り込み、学習や情報収集の機会とする。

3) 過半数組合づくりの取り組みを推進します。

加入促進策と、組合活動の広報を中心に、過半数組合の実現のために活動する。

- ① 病院や事務職員の新人オリエンテーションで組合説明会を実施し、加入を呼びかける。他大学の例を参考に説明会の工夫を重ねる。
- ② 未組合員向けのメルマガ「徳島大学教職員労働組合からのお知らせ」、組合員向けの「中執便り」の配信を継続する。看護師向けの広報活動について有効な方法を検討し、実施する。
- ③ 事務職員、病院、加入者の少ない部局、非常勤職員・ポストクなど多方面に積極的な組合加入の促進を展開する。

2022 年度学長・病院長への要望

1. 政府・財界主導の「大学改革」への対応について

- 1) 運営費交付金の削減等、「大学改革」政策への対応につき、引き続き協議を希望します。
- 2) 教員の削減や物件費の削減など、労働環境に大きな影響のある事案につきましては、事前に組合との協議を行ってください。
- 3) 産学連携の推進により、研究の自由が阻害されないよう、引き続きお願いいたします。

1) 2) 前学長時代には、組合と学長の間で積極的な意見交換が行われ、現場の声を尊重しつつ大学運営が進められてきたと認識しております。また、大学には国や地域の文化を高めると

いう、資金獲得にはつながりにくいがきわめて重要な機能があることについての共通理解にもとづき、人文社会系や基礎科学などの教育研究についても切り捨てや削減につながるような施策は行われなかったと認識しております。

新学長におかれましても、引き続き、そうした部門の切り捨てや削減につながらないような学内的な資金配分をお願いいたします。

3) 産学連携は、利益を追求する企業と、真理を追究する大学との間に利益相反を生む場合があります。これまでのところ、そうした事例については聞き及んでおりませんが、その点についても重々ご承知のことと存じますが、引き続き、学問の府としての大学の機能が損なわれることのないように留意しつつ進めていただくことを希望します。

2. 軍学共同研究、卒業式・入学式での国歌斉唱について

- 1) 軍学共同研究を安易に推進しないよう、慎重な対応を求めます。
- 2) 国歌斉唱については、中国、韓国をはじめ、アジア諸国からの留学生が多数在籍している状況に鑑みた対応を求めます。

1) 2018年4月、軍学共同研究についての学内審査基準の原案につき、組合との懇談の後、実施延期という判断となりました。22年3月24日の役員会におきまして、学長より「防衛装備庁安全保障技術研究推進制度」についての説明があり、「審査方法について今後検討することとした」とうかがっております。引き続き、慎重な検討をお願いいたします。

とくに大学が防衛装備庁から研究資金を受入れると、いくら学内での慎重な審査を経た研究についてのみ機関承認を行うといっても、その研究に対して高い評価が得られれば得られるほど、将来は軍事転用されることになるだろうと

いう点。安全保障技術研究となると、やはり研究過程・成果の公開性・透明性の確保が難しくなるのではないかという点。当該の研究室に在籍する留学生との関係。これらの点を十分に考慮し、「世界に開かれた大学」という本学の理念、「研究成果を社会に迅速に還元し、国際及び地域社会の平和な発展に貢献する」「地域社会と世界を結ぶ知的なネットワークの拠点となり、平和で文化的な国際社会と活力ある地域社会を構築する」とする本学の目標との関係にも十分留意しながらの慎重な検討を求めます。

また、研究戦略室会議および役員会における検討の過程においては、後の検証に堪える詳細な議事録を残し、それを公開するとともに、学内から広く意見を募り、また社会に対しても十分に説明を尽くすようお願いいたします。

2) 入学式等での国歌斉唱は実施されておりましたが、引き続き、理性的で諸外国からも尊敬されるような対応を取られることを期待します。

3. 全教職員に関連する事項について

- 1) 人事院勧告がマイナス改定となった場合にも、教職員の待遇が悪化しないような対応を求めます。
- 2) 現在の給与における地域手当が、国家公務員3%に対して2%となっている点につき、早期の改善を希望します。
- 3) 昨年度と今年度、人事院勧告準拠ということで賞与の減額が実施されました。それによって得た財源を教職員の待遇改善に使用されることを希望します。
- 4) 給与明細等の電子化など、引き続き業務簡略化や経費削減に努めていただくことを希望します。
- 5) 改正高齢者雇用安定法により、70歳までの就業確保が努力義務となりました。70歳までの就業につき、検討を行うべきかと存じます。
- 6) 教職員の適切な年休取得や残業時間削減のために有効な対応策を取られることを求めます。
- 7) 蔵本駐車場について、引き続き①他事業所と比べて

高額な駐車料金の見直し、②朝の出勤時間帯の混雑緩和策、③無料駐車券の配布基準の見直しを希望します。

1) 2) 新型コロナウイルス対策による経済の急激な冷え込みにより、昨年度の人事院勧告は一昨年に引き続きマイナス改定（賞与の0.15か月分削減）となりました。昨年度中にはこの改定を実施せず、昨年度分の削減を今年度6月の賞与から上乘せで削減しなかった判断に敬意を表します。

しかし、今年度も引き続き経済状況は思わしくないため、月例給部分の引き下げの可能性もあります。その場合にも、昨年、一昨年と同様に実施を先延ばしする、特別休暇を増やすなど、教職員の努力に報いる対応をお願いいたします。

3) 上記のとおり、昨年度は賞与の月例給0.05か月分、今年度は同0.15か月分の減額が実施されました。教職員の給与額と大学への運営費交付金の額は連動していないため、それによって大学は相当額の財源を得られたことと存じます。まずは今年度で得られる財源額をお示しいただき、その財源の使用目的についてご説明ください。コロナ感染症対応に奮闘する教職員の努力に報いる形でご使用いただくことを希望します。

4) 給与明細の電子化については数年前に労使で議論いたしました。その際、「給与明細の電子化には労働者個人の同意が必要なので、同意が得られない者については紙で発行しつづければならず、かえって業務量が増えかねない」との説明を受けました。しかし近年、近隣の大学では給与明細を電子化するところが増えてきております。まずは全員分の給与明細を電子化して、自分で印刷できるようにして配布するといったやり方が考えられるかと存じます。

その他にも、現場のアイデアを募るなどして、電子化、ペーパーレス化によって業務の効

率化や経費削減を進められることを希望します。

5) 改正高齢者雇用安定法により、65歳までの雇用確保が義務付けられ、70歳までの就業確保が努力義務となりました。事務職員等につきましては、国家公務員と同様に順次定年が65歳まで引き上げられることと存じます。現在すでに65歳が定年となっている教員については、70歳まで非常勤講師として講義を担当してもらう事例が多いですが、授業単位の非常勤講師としてではなく、研究についても70歳まで継続できるような制度の整備が必要ではないかと考えています。事務職員等につきましても、70歳までの就業につき、検討を始めるべきではないかと考えています。

ただしその場合、教職員の年齢構成のバランスなどに鑑みて、新規採用の抑制につながらないようにすることも必要だと考えています。

6) 教職員の間で、「年休が取りにくい」という声が組合に多数寄せられております。ご承知のとおり、働き方改革の諸法制では、年休を最低5日取得させることが使用者の義務となっており、違反には1件（1名）につき30万円を上限とする罰金も設定されております。まずは各部署の責任者に法の趣旨を周知徹底し、労働者が希望する日に年休が取得できるようにお願いいたします。大学側が時季を指定する場合にも、「書類上休みだが実態は出勤」といった違法な事態が起こらないようお願いいたします。

引き続き、教職員の間にも、時間外の勤務時間が長時間にわたる実態があります。時間外勤務手当の未払いなどは論外として、時間外労働の削減につき、有効な手段を取られることを求めます。

全学的にICカードによる在学在院時間把握が開始されましたが、適切で有効な労働時間把握の手段につきましても、引き続き検討、実施を求めます。

7) 蔵本駐車場については、一昨年度、「公務

で蔵本地区に行った場合の無料駐車券の支給」についてご検討をいただきました。蔵本駐車場委員会はその提案を拒否するという結論を出しましたが、この点について、学内の教職員から大きな不満の声を聞いております。再度の検討を依頼したいと思います。

蔵本地区の駐車料金が高額であることについても、引き続き不満の声が出ております。駐車料金につきましても、引き続き減額を検討されることを希望します。

蔵本地区駐車場では、他にも、朝の出勤時間帯にゲートが混雑して入構に時間がかかるなどの問題が発生しております。ゲートの一つを「教職員専用」とするなどの対応を検討いただきたいと存じます。

4. 教員の労働条件改善について

- 1) 年俸制教職員に住居手当を付けることを求めます。
- 2) 裁量労働制の適用対象にあたらないはずの人が、裁量労働制を適用されていないかどうかを確認し、勤務体制を改善するか、通常の労働契約として時間外勤務手当を支払うか、どちらかにすることを求めます。

1) 現在、新規採用の教員には原則的に年俸制が適用されております。同一労働同一賃金の原則からして、年俸制と月給制の教員の間に待遇差を付けないことが原則と考えますが、年俸制の場合には住居手当がつかないという大きな待遇差が存しております。この点については年俸制の教員より大きな不満の声も上がっておりますので、早急な改善を求めます。

2) ご承知のとおり、専門業務型裁量労働制の適用対象は、「主として研究に従事する者に限る」とされております。これは、教授等の場合には「講義等の授業の業務に従事する時間が労働時間の半分未満であること」、助教の場合には

「1割程度以下であること」とされております。この基準からすると裁量労働制の適用対象とならないはずの教員に対して、裁量労働制が適用されている実態があるのではないかと危惧します。まずは実態を調査のうえ、不適切な実態が発見された場合には、業務改善もしくは裁量労働制の適用の廃止といった対応を取られることを希望します。

5. 事務職員の労働条件改善について

- 1) 事務職員の部長級・課長級への内部からの登用につき、引き続き拡大することを求めます。
- 2) 昨年度、財務会計システムの入替えにかかる混雑が発生しました。業務上の重要なシステムの更新や入替えの際には、単に落札価格だけでなく、使い勝手などについての現場の声を反映することを求めます。

1) 国立大学が国立大学法人となってすでに20年近くがたちました。国立大学時代には事務の上位職は外部から異動してくる方が主に占めておりましたが、この間、内部からの登用が増えておりました。これは、「独立した国立大学法人同士の競争による改善」という国立大学法人化の趣旨からしても、優秀な事務職員のモチベーション向上のためにも有益なことと考え、組合としても内部からの登用の拡大を求めてきました。ところが今年度、ふたたび外部からの登用が増えたように思います。一時的なことかもしれませんが、必ずしも好ましいこととは思われません。引き続き、内部からの登用の拡大を進めて行かれますことを希望します。

2) 昨年度、財務会計システムの入替えにかかる混雑については、現場の声を受けた組合からの要望を行い、とりあえずは要望と一致する方向での解決が図られたことにつき、敬意を表します。

この件に関連して、財務会計システムなどを

実際に利用している教職員より、現システムの使い勝手は必ずしもよくないとの声も聞いております。システムの改良や入れ替えなどに先立ち、実際に利用している教職員からの意見聴取などを行ってほしいとの要望が組合に寄せられております。定期的な聞き取り調査などの対応策をご検討いただけることを要望します。

6. パート職員・契約職員の労働条件改善について

- 1) パート職員・契約職員の時給を、契約後3年を超えてもアップするように改善を求めます。
- 2) パート職員にも一時金を支給するなど、更なる待遇向上を求めます。

一昨年度より、「改正パート有期雇用労働法」により、正規・非正規の間の格差の是正が求められております。埼玉大学などでは、一昨年度よりパート職員への賞与の支給が始まったとのことです。徳島大学における多くの職場は、パート職員の働きによって維持されていると言っても過言ではありません。パート職員には異動がほとんどないことから、パート職員の存在によって業務の継承がなされているという側面もあります。そうした現状を踏まえ、改正法の趣旨にのっとり、有期雇用職員の待遇改善をお願いいたします。

7. 病院職員の労働条件改善について

①医員・研修医等について

- 1) 医員・研修医・修練歯科医（以下、「医員等」）の日給の増額を求めます。
- 2) 医員等の適切な労働時間の把握を行うことを求めます。
- 3) 医員等に対して、適切な時間外勤務手当の支払いを行うよう求めます。
- 4) 医員等に対して、適切な年休付与を求めます。
- 5) 現在は医師に限定されている「臨床手当」を、歯

科医師にも支給することを求めます。

医員や研修医等の労働条件の改善につきましては、毎年同様の内容を要望しております。要望に対応していただき、一定の改善がみられることは承知しておりますが、引き続き取り組みをお願いいたします。

②看護師等について

- 1) 日本看護協会の「夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」にそって、2回連続夜勤後は概ね48時間以上の休息、1回の夜勤後は概ね24時間以上が確保されるように求めます。そのために必要な人員の確保に向けて、引き続き努力をお願いいたします。
- 2) 病棟クラークの業務量が多いことや人手不足の実態に鑑み、契約職員として賞与を支給するなどの労働条件改善を求めます。
- 3) パート職員の新規採用にあたり、健康診断の費用が自己負担となっておりますが、入職後の健康診断で対応するなどの負担軽減策を求めます。

1) 前看護部長との懇談では、「連休取得の状況は改善している。時間外勤務については更衣の時間も含めて申請するようにしている」とのことでした。また、人員については「計算上は定員以上の人員を雇用している」とのことでした。しかし、2021年度末に実施した組合アンケートでは、「連休取得できていない」という回答が約12%、「更衣の時間を含めた時間外勤務の申告ができていない」という回答が約17.5%ありました。また、「人員確保が十分とを感じるか」という質問には、約62.7%が「いいえ」と回答しております。時短勤務や休職者などが多く、実働人数が不足しているのではないかと推定しています。引き続き、労働時間の適切な把握や時間外勤務手当の適切な支給、必要な人員の確保につき務めていただくことを希望します。

- 2) 病棟クラークの労働条件については、前看

護部長との懇談を複数回にわたって実施し、また看護部内での話し合いも持たれるなど、看護部としても現場の声に向き合う姿勢を示していただいていると認識しております。しかし、要望3)とも関連しますが、欠員に対する応募人数が少ない現状から、人手不足が解消しておりません。賞与の支給などの待遇改善は、現場の労苦に報いるとともに、応募者の増加にもつながると考えますので、ぜひ前向きにご検討いただくことを希望します。

3) 現在、病院職員の新規採用にあたっては、通常健康診断項目に加えて、追加的な項目の診断が求められております。これは、感染拡大防止等の観点からの措置とのことですが、とくに採用後も収入が少ないパート職員の場合には、初期の自己負担が大きいことが、採用募集に対する応募を躊躇する一因となっていると思われま。昨年度の病院長懇談で同様のことを申し入れた結果、高額な費用がかかるインターフェロン γ 遊離試験については必須項目ではなくなったが、採用時健康診断票の提出は変更なしとのこと。病院の人手不足解消のため

に、応募の障害となる健康診断の自己負担については再考し、入職後の健康診断で対応するのがよいと考えております。

医労連を通じて調べたところ、県内他病院では健康診断は入職後に行っているとのことでした。また、徳島大学でも病院以外についてはパート職員の健康診断書の提出は求めておりません。引き続きご検討を求めます。

その他、以下の項目につき、これまでどおり臨機応変に活動を継続する。

①教職員からの相談に対応します。

昨年度に引き続き、ハラスメント、サービス残業など相談に応じ、解決を図る。

②全大教、徳島労連、徳島県医労連、徳島県国公労連などと連携をとりながら活動に取り組みます。

2021年度(2021年6月-2022年5月)一般会計決算報告

2022年度(2022年6月-2023年5月)一般会計予算案

収入の部					
費目	備考	2022年度予算	2021年度予算	2021年度決算	差額(決算-予算)
前年度繰越金	※通帳・現金	2,051,436	1,367,173	1,367,173	0
組合費	常勤職員組合員87名, 非常勤職員組合員44名	2,400,000	2,200,000	2,396,300	196,300
「特別会計」からの繰入金		0	0	0	0
旅費	※全大教組合費と相殺	50,000	100,000	8,000	-92,000
旅費・交通費補助	※全大教中国四国地区協議会, 医労連より	4,000	0	2,000	2,000
その他(利息)		20	5	14	9
その他(寄付金・雑収入)		0	0	0	0
収入合計		4,505,456	3,667,178	3,773,487	106,309
支出の部					
費目	内訳	2022年度予算	2021年度予算	2021年度決算	差額(予算-決算)
加盟団体組合費	全国大学高専教職員組合組合費	1,269,400	1,267,200	1,267,200	0
	徳島県労働組合総連合会費	150,000	150,000	150,000	0
	徳島県医療労働組合連合会会費	48,600	48,600	48,600	0
	徳島県国家公務員労組共闘会議加盟費	48,600	34,920	0	34,920
	四国地区大学高専教職員組合連絡会分担金	30,000	30,000	29,517	483
小計		1,546,600	1,530,720	1,495,317	35,403
出張費	遠隔地出張費	100,000	100,000	52,500	47,500
	市内近郊出張費	70,000	60,000	30,600	29,400
小計		170,000	160,000	83,100	76,900
活動費	会議費	5,000	10,000	576	9,424
	通信費	12,000	12,000	8,950	3,050
	消耗品費	10,000	10,000	7,504	2,496
	印刷費	50,000	15,000	16,880	-1,880
	アルバイト人件費	10,000	10,000	0	10,000
	資料費	20,000	10,000	0	10,000
	研修費	20,000	20,000	0	20,000
文化・レクリエーション費	50,000	50,000	0	50,000	
小計		177,000	137,000	33,910	103,090
地区活動費(支部費)	常三島地区活動費	20,000	20,000	890	19,110
	蔵本地区活動費	20,000	20,000	0	20,000
小計		40,000	40,000	890	39,110
共闘費	原発撤退・エネルギー転換を求める徳島連絡会会費	5,000	5,000	5,000	0
	徳島労連国民春闘討論集会参加費	1,000	0	0	0
	その他	15,000	15,000	5,000	10,000
小計		21,000	20,000	10,000	10,000
その他	事務室整備費	100,000	100,000	0	100,000
	事務室電気料金	15,000	15,000	14,510	490
	慶弔費	120,000	200,000	75,000	125,000
	労災保険料	0	0	0	0
	金融機関手数料	22,000	7,000	9,324	-2,324
	使途不明金	0	0	0	0
予備費	2,293,856	1,457,458	0	1,457,458	
小計		2,550,856	1,779,458	98,834	1,680,624
支出合計		4,505,456	3,667,178	1,722,051	1,945,127
差引残高				¥2,051,436	
				(⇒22年度へ繰越)	

2021年度 教職員共済生協大学事業所関係決算報告

収入の部

	2020年度決算	2021年度決算	備考
前年度繰越金	498,560	547,881	
事務委託手数料	49,317	53,585	
会議旅費	0	0	
利息	4	4	
その他	0	0	
計	547,881	601,470	対前年度比: +¥53,589

支出の部

	2020年度決算	2021年度決算	備考
組合一般会計へ繰入	0	0	
会議旅費支給	0	0	
その他	0	0	
計	0	0	

2020年度末残高 601,470

2021年度 組合基金の現況

	2020年度決算	2021年度決算	備考
出資金 (A)	200,000	200,000	
定期預金 (B)	1,324,201	1,324,348	今期利息=147円
普通預金			
繰越金	149,951	178,158	
出資配当金	3,184	3,184	今期配当金=4,000-816(税)
利用配当金	25,023	15,855	
利息	0	0	
組合一般会計へ繰入	0	0	
小計 (C)	178,158	197,197	
合計=(A)+(B)+(C)	1,702,359	1,721,545	対前年度比: +¥19,186

「特別会計」残高合計=¥2,323,015 (対前年度比: +¥72,775)

監査報告書

徳島大学教職員労働組合の令和3年度の事業執行状況及び会計・財政状況について、同組合規約第20条に基づき監査委員会を開催し、監査を実施しました。

以下にその監査結果を報告します。

監査日：令和4年6月8日（水）15時開始

監査場所：徳島大学総合科学部1号館303講義室

監査日：令和4年6月9日（木）17時開始

監査場所：徳島大学総合科学部1号館303講義室

監査所見

令和3年度における事業報告、収入、予算執行計画及び実施状況について、各支部の出納帳・伝票・預金通帳・領収書台帳などにより監査を実施しました。その結果、それぞれが概ね適正に執行され、表示されていることを確認しました。

徳島大学教職員労働組合 監査委員会

監査

上原克之



監査

荒武達朗



二重取り消し線が削除、赤字が加筆部分。

徳島大学教職員労働組合規約

第十二条 中央委員会は、**少なくとも毎年度一回**、中央執行委員長が招集する。そのほか、中央執行委員長が以下の場合に招集する**ことができる**。

(中央執行委員会)

第十六条 中央執行委員会は、組合の中央執行機関であって、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長および各支部選出の中央執行委員をもって構成する。

2 中央執行委員会は大会および中央委員会の議決を執行し、また、その他の緊急の事項を処理してこれに関し大会および中央委員会に責を負う。

3 中央執行委員会の**会議**は必要に応じて中央執行委員長が招集する。

ただし、各中央執行委員会役員は審議事項を示して中央執行委員会の**会議**の招集を要求することができる。

4 中央執行委員長は中央執行委員会の**会議**の議長となる。

5 中央執行委員会の**会議**においては、委員会が認める者をオブザーバーとして参加させることができる。

6 中央委員は中央執行委員会の会議に参加することができる。

第二十二條 この組合に次の役員をおく。

中央執行委員長 一名

中央副執行委員長 一名

書記長 一名

書記次長 各支部から一名

会計 **＝二名**

支部選出中央執行委員 第二十三條 4 で定める人数

監査委員 二名

選挙管理委員 支部選出中央執行委員と同じ人数

2 中央執行委員長はこの組合を代表し、組合の業務を統轄する。

3 中央副執行委員長は、中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 書記長は、書記局の長として中央執行委員長を補佐し、組合の一般事務を処理する。

5 書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときはその職務を代行する。また、書記次長は支部において支部長として支部の組合活動の統轄を行う。

6 会計は、**業務を分担して**組合の会計事務を処理する。

7 監査委員は、監査委員会を組織し、その業務を分担する。

8 選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織し、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員の選挙業務を執り行う。

附則 規約は二〇〇四年二月二十一日に制定し、二〇〇四年四月一日より施行する。この規約は二〇〇九年七月十八日に一部改正し、二〇〇九年七月十八日より施行する。この規約は二〇一二年六月三〇日に一部改正し、二〇一二年六月三〇日より施行する。この規約は二〇一三年六月二九日に一部改正し、二〇一三年七月一日より施行する。この規約は二〇一六年七月二日に一部改正し、二〇一六年七月二日より施行する。**この規約は二〇二二年七月二日に一部改正し、二〇二二年七月二日より施行する。**

徳島大学教職員労働組合組合費規約

第三条 2 ただし~~産前産後休業、~~育児休業、介護

休業を取得する、**有期雇用職員が年 10 日を超える病気休暇を取得する**などして1月以上無給となる場合は、組合費の納入を免除される。

附則 本規約は二〇〇四年二月二十一日に制定し、二〇〇四年四月一日より施行する。(二〇一〇年六月二十六日 一部改正。2012 年 6 月 30

日一部改正、2012 年 1 月 1 日より施行。2013 年 6 月 29 日一部改正、2013 年 7 月 1 日より施行。2014 年 6 月 28 日一部改正、7 月 1 日より施行。) 2019 年 6 月 29 日一部改正、7 月 1 日より施行。**2022 年 7 月 2 日一部改正、7 月 2 日より施行。**

徳島大学教職員労働組合同規約

(前 文)

私たちは大学に働く教育研究労働者として、日本国憲法を尊重し、経済的、社会的、文化的小および政治的地位の向上を目指す。

私たちは研究・教育の自由の確保と医療の充実、教育の民主化に努力する。

私たちは組合を民主的に運営し、信義と友愛の精神で固く団結する。

第 1 章 総 則

(名 称)

第一条 この組合は徳島大学教職員労働組合(略称「徳大労組」、以下「組合」)という。

(組合員)

第二条 組合は、徳島大学職員等、及びNPO 法人あゆみ保育園職員であつて、自ら組合に加入することを選び、徳島大学教職員労働組合同規約(以下「規約」という)に従う者をもって組織する。ただし、以下の者は組合員となることはできない。従前に組合員であつた者は以下の役職任用期間は2で定める賛助会員の扱いとする。

① 教員

役員並びに教育研究評議会に参加する以下の教員：学部長、研究科長、研究所長、図書館長、共同利用教育研究施設長、評議員 等

② 病院関係

役職手当が支払われる以下の職員
附属病院長、看護部長、副看護部長 等

③ 行政職

総務部の部長、次長、課長(同等の職位)以上の職にある者、および人事担当職

④ NPO 法人あゆみ保育園

園長の職にある者

2. この組合の趣旨に賛同する者を、中央執行委員会の承認を経て、賛助会員として受け入れることができる。賛助会員は、各種議決権、組合役員選挙権、同被選挙権、団体交渉への参加など、労働組合法上の権利を行使することはできない。

(事務所)

第三条 組合は事務所を徳島県徳島市蔵本町2丁目五十番地および徳島市南常三島町1-1徳島大学内におく。

(支 部)

第四条 組合に支部をおく。

2 各支部は、大会の議決によって設置され、この規約の精神に基づき、この規約の範囲内でそれぞれの支部規約その他必要な規則を定める。

(職種階層別部会)

第五条 組合に職種階層別部会(以下「部会」という)をおくことができる。

2 部会は大会の議決によって設置され、規約の精神に基づき、規約の範囲内でそれぞれの部会規約その他必要な規則を定める。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第六条 組合は、組合員の団結および相互扶助により勤務条件を維持改善することを主たる目的とし、その経済的、社会的、政治的小および文化的地位の向上をはかり、あわせて大学における教育・研究・医療の充実発展、および大学の民主化の徹底を期することを目的とする。

(事 業)

第七条 組合は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- ① 組合員の賃金、労働時間、その他の労働条件の改善に関すること。また、職員の意に反する不利益処分に関する審査を大学当局等に対し請求すること。
- ② 学問、思想の自由、教育、研究、医療の充実発展、および大学の民主化に関し大学当局等に対し要求すること。
- ③ 組合員の共済および福利の増進に関すること。
- ④ 組合員の教養、技能の向上および健康の増進に関すること。
- ⑤ 組合員のレクリエーションに関すること。
- ⑥ 機関紙を発行すること。
- ⑦ その他、組合の目的達成に必要な事項。

第 3 章 組織及び機関

(機 関)

第八条 組合に次の機関をおく。

大会、中央委員会、中央執行委員会、監査委員会および選挙管理委員会。

(大 会)

第九条 大会は組合の最高議決機関であつて代議員で構成する。

2 定期大会は、原則として毎年六月に中央執行委員長が招集する。

ただし、次の場合は、臨時に招集しなければならない。

- ① 中央執行委員会が必要と認めたとき。
- ② 中央委員会の議決があつたとき。
- ③ 監査委員会が組合財産の状況について招集を要求したとき。
- ④ 組合員の二〇分の一以上が討議事項を示して要求したとき。
- ⑤ 二支部以上が討議事項を示して要求したとき。

- 3 大会の議長および書記は出席代議員の互選により選出する。
- 4 各支部は大会代議員を、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出する。

代議員数は次のように定める。

支部組合員数	代議員数
1～10	1
11～20	2
21～30	3
31～40	4
41～50	5
51～60	6
61～70	7
71～80	8
81～90	9
91～	10

代議員数の上限は一〇名とする。

具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。

- 5 大会には中央執行委員会役員は出席しなければならない。中央執行委員会役員は、議案について説明し、必要な報告を行い、また質問に応じなければならないが議決に参加することはできない。

(大会の審議事項)

第十条 次の事項は大会で審議決定しなければならない。

- ① 組合規約の制定および改廃。
- ② 組合経費の予算および決算の承認。
- ③ 争議行為の開始に関する承認。
- ④ 同盟罷業に関する事項
- ⑤ 中央執行委員会役員および監査委員の選出。
- ⑥ 組合員の上部団体役員就任の承認。
- ⑦ 他の組合、団体との連合、それへの加入およびそれからの脱退。
- ⑧ 運動方針の決定および事業報告。
- ⑨ 組合員および役員への制裁。
- ⑩ 組合基金の流用および重要な組合資産の処分。
- ⑪ 資金の借り入れについて
- ⑫ 支部、部会の設置および廃止。
- ⑬ その他組合員を拘束する重大な事項。

(大会の成立)

第十一条 大会は代議員総数の過半数の出席で成立する。前条の第二、第三、第五、第六、第七、第八、第十二、第十三号については出席代議員の過半数の賛成で成立し、第一、第四、第九、第十号、第十一については直接無記名投票

で代議員総数の過半数の賛成を必要とする。第五号は選挙細則に定める。ただし第一および組合員の二〇分の一以上の直接投票の要求があった事項に関しては、前段の手続きをしたのち全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって全組合員の過半数の賛成を必要とする。

(中央委員会)

第十二条 中央委員会は大会につぐ議決機関であって、中央委員をもって構成する。

- 2 中央委員会は、中央委員は、少なくとも毎年度一回、中央執行委員長が招集する。そのほか、中央執行委員長が以下の場合に招集する。
- ① 中央執行委員会が必要と認めたとき。
 - ② 中央委員の五分の一以上が討議事項を示して要求したとき。
- 3 中央委員会の議長等は中央委員の互選により選出する。
- 4 中央執行委員会役員は、議案について説明し、必要な報告を行い、また質問に応じなければならない。

(中央委員会の審議事項)

第十三条 中央委員会は次の事項を審議決定する。

- ① 運動方針の具体化に関する事項。
- ② 大会の議決により委任された事項。
- ③ 労働協約の締結に関する事項。
- ④ 争議行為の開始に関する事項。
- ⑤ その他中央執行委員会または中央委員会が審議することを必要と認めた事項。

(中央委員の選出)

第十四条 中央委員は支部ごとに、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出される。

委員数は次のように定める。

支部組合員数	委員数
1～20	1
21～40	2
41～60	3
61～80	4
81～	5

委員数の上限は五名とする。

- 2 具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。

(中央委員会の成立)

第十五条 中央委員会は中央委員の三分の二以上の出席で成立する。

- 2 議事の決定は原則として出席者の過半数の賛成で成立する。

(中央執行委員会)

第十六条 中央執行委員会は、組合の中央執行機関であつて、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長および各支部選出の中央執行委員をもって構成する。

- 2 中央執行委員会は大会および中央委員会の議決を執行し、また、その他の緊急の事項を処理してこれに関し大会および中央委員会に責を負う。
- 3 中央執行委員会の会議は必要に応じて中央執行委員長が招集する。
ただし、各中央執行委員会役員は審議事項を示して中央執行委員会の会議の招集を要求することができる。
- 4 中央執行委員長は中央執行委員会の会議の議長となる。
- 5 中央執行委員会の会議においては、委員会が認める者をオブザーバーとして参加させることができる。
- 6 中央委員は中央執行委員会の会議に参加することができる。

(中央執行委員会の審議事項)

第十七条 中央執行委員会は、次の事項を審議決定する。

- ① 大会および中央委員会の議決に基づき、組合の業務執行に必要な事項。
- ② 大会および中央委員会に提出する事項。
- ③ その他中央執行委員会みずからが組合の業務遂行上必要と認めた事項。

(中央執行委員会の成立)

第十八条 中央執行委員会は中央執行委員会役員の過半数の出席で成立する。

2 議事の決定は原則として出席者の過半数の賛成で成立する。

(中央執行委員会のもとにおく組織)

第十九条 中央執行委員会のもとに、書記局ならびに必要に応じて専門部会をおく。各部会には必要に応じて部長および部員をおく。中央執行委員会は必要のあるときは、臨時に特別専門委員会を設けることができる。

- 2 書記局は、書記長、書記次長および書記局員をもって構成し次の事務を行う。
 - ① 組合経費の予算案の編成、予算の執行、決算書の作成その他会計経理に関すること。
 - ② 組合員名簿に関すること。
 - ③ 用度の調達、物品の保管、払出しおよび事務所の管理その他庶務に関すること。
 - ④ 各種の会議の準備および議事録の作成に関すること。
 - ⑤ その他書記局事務に関すること。
- 3 書記局および各部会の内部組織は、別に定める。

(監査委員会)

第二十条 監査委員会は、次の業務を行う。

- ① 組合の資産および会計を年一回以上監査し、中央執行委員会から決算の報告をうけ、その

結果を決算報告が行われる大会に報告する。不正を発見したときは中央委員会または大会に報告する。

- ② 組合財産の状況について中央執行委員会に対し、臨時に大会の招集を要求することができる。

(選挙管理委員会)

第二十一条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- ① 選挙の公示に関すること。
- ② 立候補の受理審査および候補者氏名の発表に関すること。
- ③ 投票および開票の管理ならびに立会人の指定に関すること。
- ④ 投票の有効無効の判定および当選者の発表に関すること。
- ⑤ その他選挙管理に必要な事項。

第 4 章 役 員

(役 員)

第二十二条 この組合に次の役員をおく。

中央執行委員長 一名
中央副執行委員長 一名
書記長 一名
書記次長 各支部から一名

会計 二名

支部選出中央執行委員 第二十三条4で定める人数

監査委員 二名

選挙管理委員 支部選出中央執行委員と同じ人数

- 2 中央執行委員長はこの組合を代表し、組合の業務を統轄する。
- 3 中央副執行委員長は、中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 書記長は、書記局の長として中央執行委員長を補佐し、組合の一般事務を処理する。
- 5 書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときはその職務を代行する。また、書記次長は支部において支部長として支部の組合活動の統轄を行う。
- 6 会計は、業務を分担して組合の会計事務を処理する。
- 7 監査委員は、監査委員会を組織し、その業務を分担する。
- 8 選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織し、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員の選挙業務を執り行う。

(役員選挙)

第二十三条 この組合の役員は大会で各役職を指定して選出される。

- 2 中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員は、自由に立候補した組合員の候補者の中から全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって選出されなければならない

い。

- 3 前項の選挙は選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員会の構成その他選挙に関する必要な規定は別に定める。
- 4 支部選出中央執行委員は支部ごとに、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出される。
委員数は次のように定める。
組合員が五〇名以下の支部一名
組合員が五一名以上一〇〇名以下の支部二名
組合員が一〇一名以上の支部三名
また、中央執行委員長が必要と認めた者を、中央執行委員として加えることができる。
- 5 具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。
- 6 任期途中で役員が転出又は退職した場合は、中央執行委員会の推薦により中央委員会の承認を得ることで後任役員を選出する。

(役員任期及び兼任)

- 第二十四条 役員任期は一カ年とする。ただし重任をさまたげない。
任期途中の役員が転出又は退職により、中央執行委員会で推薦され就任した役員任期は、前任者の残りの期間とする。
- 2 役員は任期満了後であっても、後任が就任するまでその職務を行うものとする。
 - 3 役員は他の役員地位を兼ねることができない。

(専従役員)

- 第二十五条 中央執行委員会は第二十二条に規定する役員のうち若干名を専従役員とすることができる。

(特別執行委員)

- 第二十六条 この組合に、特別執行委員を若干名おくことができる。
- 2 特別執行委員は、中央執行委員会の推薦をえて、組合が加入する上部団体役員に選出された者であって、第二十三条第2項の手続きによって中央執行委員に選出されていない組合員のうち、上部団体の役員が就任が大会で承認された者とする。
 - 3 特別執行委員は、必要に応じて中央執行委員会に参加することができる。ただし、議決権を有しない。また、特別執行委員の出席の有無は、中央執行委員会の成立要件にはかかわらない。
 - 4 特別執行委員の任期は、当該上部団体の役員任期によるものとする。

(組合職員)

- 第二十七条 中央執行委員会は書記などの組合職員をおくことができる。その待遇に関しては別に定める。
- 2 組合職員は、書記長の指示により業務に従事する。

第5章 会計

(経費)

- 第二十八条 この組合の経費は、組合費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
- 2 この組合の予算および会計経理について、必要な手続は別に細則で定める。
 - 3 組合費は別規約に定める。
 - 4 寄付金の授受は中央委員会または大会の承認を要する。
- 第二十九条 この組合の会計年度は毎年六月一日に始まり、翌年五月三十一日に終る。年一回、定期大会には組合員によって委嘱された職業的資格のある会計監査人による正確であることの証明を付して、会計報告を行わなければならない。

第6章 組合員

(加入及び脱退)

- 第三十条 この組合に加入しようとする者は、原則として支部を経由して中央執行委員会に加入申込書を提出し組合員名簿に登録されなければならない。ただし、特別の場合は加入申込書を直接中央執行委員会に提出することができる。
- 2 この組合を脱退しようとする者は、その理由を明らかにし、中央執行委員会に届けなければならない。
 - 3 大会の議決により除名された者は、大会の承認により組合員の地位を回復する。また組合費の滞納により除名された者は、滞納組合費を完納することにより、組合員の地位を回復できる。
 - 4 この組合の趣旨に賛同する者を、中央執行委員会の承認を得て、賛助会員として受け入れることができる。ただし、賛助会員は、組合員としての権利を付与されない。

(専従役員組合員)

- 第三十一条 組合員でないものが第二十二条の役員に立候補しようとするときは、選挙管理委員会に届出て承認をうけなければならない。

(組合員の権利及び義務)

- 第三十二条 組合員は、労働組合のすべての活動に参加する権利、及び均等の取扱いを受ける権利を有する。
- 2 組合員は、以下の権利を有する。
 - ① 各自平等に役員および中央委員を選挙し、またこれらについて選挙されて就任すること。
 - ② 大会、中央委員会、中央執行委員会および選挙管理委員会等に自由に意見を申し出ること。
 - ③ 会計書類を閲覧し、会計監査の公表を要求すること。
 - ④ 組合の管理する各種の施設を利用し、各種の催し物に参加すること。
 - ⑤ 組合活動によって不利益を受けたときは、救援を受けること。
 - ⑥ 何人も、いかなる場合においても、人種、

宗教、性別、門地又は身分によってその資格を奪われないこと。

- 3 組合員は、以下の義務を有する。
- ① 大会、中央委員会および中央執行委員会の議決に従うこと。
 - ② 大会で定める組合費その他の費用を納入すること。

(制 裁)

- 第三十三条 組合員であって、規約に違反し、もしくは組合の統制を乱し、または組合員の名誉を汚した者は大会の議決により、権利の停止、または除名される。
- 2 役員であって不適任と認められる者は、大会の議決によって解任される。
 - 3 前二項の場合、大会は、書面による請求にもとづき大会が指名する査問委員会または中央執行委員会に、事実の調査と制裁を提案させる。また大会は制裁を受けようとする者の弁明を聴取してからでなければそれを議決してはならない。
 - 4 第一、第二項の制裁を受けた者が決定に不服のある場合は、1ヶ月以内に大会に抗告を行うことができる。
ただし、除名にあつては、組合員の五分の一以上の者がその措置を不当と認め請求したときは、大会において再審議する。
 - 5 組合員であって一年以上組合費を滞納した者は完全資格組合員と認めず組合員としての権利を停止される。
滞納組合費を完納したときは、権利を回復する。

第 7 章 解 散

(解 散)

- 第三十四条 組合を解散しようとする場合は、全

組合員の直接無記名投票による全組合員の過半数の同意によらなければならない。

第 8 章 雑 則

(規約の改正)

- 第三十五条 改正の発議は、中央執行委員会および各支部または組合員の二〇分の一以上の連署によって行うことができる。
- 2 規約を改正しようとする場合は、その改正案を大会の十五日前までに書記局に提出しなければならない。

(細 則)

- 第三十六条 中央委員会は、規約の実施に必要な細則を定めることができる。

(組織財産の継承)

- 第三十七条 本組合は、二〇〇四年三月三十一日までの職員団体としての「徳島大学教職員組合」の組織および財産すべてを受け継ぐものとし、その内容に関しては細則に定める。

- 附則 規約は二〇〇四年二月二十一日に制定し、二〇〇四年四月一日より施行する。この規約は二〇〇九年七月十八日に一部改正し、二〇〇九年七月十八日より施行する。この規約は二〇一二年六月三〇日に一部改正し、二〇一二年六月三〇日より施行する。この規約は二〇一三年六月二九日に一部改正し、二〇一三年七月一日より施行する。この規約は二〇一六年七月二日に一部改正し、二〇一六年七月二日より施行する。この規約は二〇二二年七月二日に一部改正し、二〇二二年七月二日より施行する。

徳島大学教職員労働組合 組合費規約

第一条 本規約は徳島大学教職員労働組合（以下「組合」という）組合員の組合費を定めるものである。

第二条 組合員とは、徳島大学職員等および NPO 法人あゆみ保育園職員であって、自ら組合に加入することを選び、徳島大学教職員労働組合規約（以下「規約」という）に従う者をいう。

2 また、この組合の趣旨に賛同する者を、中央

執行委員会の承認を経て、賛助会員として受け入れることができる。賛助会員の会費については、組合員と同様に取り扱うこととする。

（組合費）

第三条 組合員は一月の組合費として以下の金額を当該月の月末までに納入しなければならない。

職種	年齢 (ただし、事務職員等・看護師としての最初の就職が30歳以上であった場合は、実年齢から10歳引いた年齢。)		
	20代	30代	40代以降
教員（特任教員・特任研究員を含む）	2,000 円		
事務職員・技術職員・技能職員	800 円	1,600 円	2,000 円
看護師	1,000 円	1,700 円	2,000 円
パート職員（短時間勤務の再雇用職員を含む）	600 円		
契約職員（医員・研修医・フルタイム勤務の再雇用職員を含む）	1,000 円		
任期付医療技術職員	1,000 円		
非常勤講師	200 円		
個別契約	応談（600～2,000 円）		

時短勤務期間中の組合費

職種	年齢 (ただし、事務職員等・看護師としての最初の就職が30歳以上であった場合は、実年齢から10歳引いた年齢。)		
	20代	30代	40代以降
事務職員・技術職員・技能職員	500 円	1,000 円	1,600 円
看護師	600 円	1,000 円	1,600 円
契約職員（医員・研修医・フルタイム勤務の再雇用職員を含む）	600 円		
任期付医療技術職員	600 円		
個別契約	応談（600～1,600 円）		

2 ただし育児休業、介護休業を取得する、有期雇用職員が年 10 日を超える病気休暇を取得す

るなどして1月以上無給となる場合は、組合費の納入を免除される。その際、無給となる期間

が 30 日以上 60 日未満の場合は 1 月分を、60 日以上 90 日未満の場合は 2 月分を免除し、以下同様に算定することとする。

(制裁)

第四条 組合員であつて、第三条 2 に定める事情を除き、1 年以上組合費を滞納した者は組合員としての権利を停止される。ただし、滞納組合費の納入を開始したときは、権利を回復できる。(規約の改正)

第五条 改正の発議は、中央執行委員会および各支部または組合員の二十分の一以上の連署によって行うことができる。

2 規約を改正しようとする場合は、その改正案を大会の十五日前までに書記局に提出しな

ればならない。

3 改正の議決は大会参加者の三分の二以上の賛成を以て行う。

附則 本規約は二〇〇四年二月二十一日に制定し、二〇〇四年四月一日より施行する。(二〇一〇年六月二十六日 一部改正。2012 年 6 月 30 日一部改正、2012 年 1 月 1 日より施行。2013 年 6 月 29 日一部改正、2013 年 7 月 1 日より施行。2014 年 6 月 28 日一部改正、7 月 1 日より施行。) 2019 年 6 月 29 日一部改正、7 月 1 日より施行。2022 年 7 月 2 日一部改正、7 月 2 日より施行。

徳島大学教職員労働組合役員選出規定

第 1 章 総 則

第 1 条 徳島大学教職員労働組合同規約（以下単に規約と言う）第 2 2 条および第 2 3 条に基づき、本規定を定める。

第 2 条 本規定は組合役員（中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員）の選挙もしくは選出、決定について適用する。

第 2 章 組合役員選挙

第 3 条 中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙監理委員の選出は、規約第 2 3 条に基づき、全組合員の直接無記名の投票により行なう。ただし、選挙管理委員会が必要と認めた場合のみ、電子メール等による投票を行うことができる。

第 4 条 選挙に関わる業務は選挙管理委員が行なう。

2. 選挙管理委員会は、第 3 条に規定さ

れた選挙によって選出された選挙管理委員で構成する。

3. 選挙管理委員長は選挙管理委員の互選により選出する。

第 5 条 選挙管理委員会は委員長がこれを召集し、その運営は規約 2 1 条に準拠する。

第 6 条 選挙管理委員会は、規約第 2 1 条に規定された次の業務を行なう。

(1)選挙公示に関すること。

(2)立候補の受理、審査および候補者氏名の発表に関すること。

(3)投票および開票の管理ならびに立会人を指定すること。

(4)投票の有効、無効および当選者の発表に関すること。

(5)その他、選挙管理に必要な事項。

第 7 条 選挙の公示は投票開始日の 1 4 日前までに行なう。

第 8 条 立候補者を推薦するときは、本人の承認を得て、決められた推薦立候補届

に所定の事項を記入して、公示日から投票開始日の7日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第9条 選挙に立候補する組合員は、決められた立候補届に所定の事項を記入して、公示日から投票開始日の7日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第10条 推薦立候補者および立候補者の数が各役員の定数を越えたときは、定員1名のものは単記で、定員2名以上のものについては2名以上の連記で投票する。

第11条 選挙および信任投票は組合員の有権者総数の3分の2以上が投票することのより成立する。

2. 選挙および信任投票が成立しない場

合は、改めて投票のやりなおしを行なう。

第12条 選挙の当選者は、有効投票の多数を得たものから順次決定する。投票同数の場合は、そのものについて決戦投票を行なう。

第13条 信任投票の場合には、有効投票の過半数の支持により信任されたものとする。

第3章 中央執行委員の選出

第14条 中央執行委員の選出は、規約第23条4項の規定にしたがって支部ごとに行ない、大会において承認を求めるものとする。

徳島大学教職員労働組合出張費規定

1. 徳島大学教職員労働組合（以下「組合」という。）が支給する出張費について以下の通り規定する。

1) 遠隔地出張費 組合が加盟あるいは連携している団体（全大教、同四国地区連絡会、医労連、教職員共済生協等）の会議、集会、共同行動等に参加するため、組合員が遠隔地へ出張するための費用。

2) 市内近郊出張費 組合員が徳島市内（通常の勤務地区以外の場に限る。）および近郊で開催される組合または徳島労連の会議、集会、大学側との交渉等に参加するための費用。ただし徳島大学常三島地区・新蔵地区間など徒歩圏内の移動は対象外とする。

なお、「遠隔地」か「近郊」かの判断は、その都度中央執行委員会が行う。

2. 出張費の支給額については以下の通りとする。

1) 遠隔地出張費は、往復交通費、現地交通費、

宿泊費および日当の合計額とする。

2) 市内近郊出張費は、市内近郊交通費とする。ただし、日当を支給することができる。

3) 往復交通費は、鉄道（片道50kmを超える場合は特急）の運賃により計算し、往復割引および乗継割引を適用する。ただし、バスを利用することがより合理的である場合は、その運賃の実額を支給する。また、東京、新潟または福岡以遠の地域については航空機を利用することができる。航空運賃は出張日時点の正規運賃の70%を支給する。ただし急に出張する必要が生じるなど、やむを得ない事情のある場合は、上記の計算方法によらず、実額を支給することができる。

4) 現地交通費は1日につき2,000円とする。

5) 宿泊費は1泊9,000円とする。

6) 日当は1日3,000円、半日1,500円とする。

ただし出張先での実質拘束時間が2時間超6時間以下の場合半日分を、同じく6時間

- 超 10 時間以下の場合 1 日分を支給し、以下同様に算定することとする。
- 7) 市内近郊交通費は 1 日につき一律 800 円とする。ただし、実額が 800 円を超えるときは、実額を支給することができる。
- 8) 乗用車を利用する場合は、3) にしたがって鉄道運賃またはバス運賃の実額を支給する。
3. 出張費の管理は中央執行委員会が行う。
4. 運賃の改定、交通手段の変更があった場合は、それに応じて出張費を算出する。

5. 会議や集会等にもなう懇親会の会費は基本的に自己負担とする。ただし、情報交換会等の形で会議や集会等のプログラムに懇親会が組み込まれている場合は、中央執行委員会で審議し、出張旅費に懇親会参加費を加えることができる。

附則：この規定は 1996 年 6 月より施行する。2009 年 7 月 18 日に一部改正し、2009 年 3 月 25 日より施行する。2012 年 6 月 30 日に一部改正し、2012 年 1 月 1 日より施行する。2014 年 6 月 28 日に一部改正し、2014 年 7 月 1 日より施行する。

徳島大学教職員労働組合慶弔規定

1. 組合員の慶弔事に当たっては次の各号を基準として支出を行う
- A：慶事
- | | |
|----------------|----------|
| 1) 本人の結婚 | 10,000 円 |
| 2) 本人および配偶者の出産 | 5,000 円 |
- B：弔事
- | | |
|--------------|----------|
| 1) 本人の死亡 | 20,000 円 |
| 2) 配偶者の死亡 | 10,000 円 |
| 3) 一親等の親族の死亡 | 5,000 円 |
- C：病気（事故を含む）
- | | |
|----------------------------|---------|
| 21 日以上勤務できない場合または 7 日以上の入院 | 5,000 円 |
|----------------------------|---------|
- D：転退職
- | | |
|-----------------------|----------|
| 1) 定年退職（早期退職制度利用者を含む） | 10,000 円 |
| 2) 上記以外の転退職 | 5,000 円 |
- E：上記以外の不慮の災害など 1 万円以内で四役が決定

2. 支出の管理は中央執行委員会が担当する。上記の支出に際しては記録帳簿を作成するものとし、領収書の添付は原則として求めない。
3. この規定は 1996 年 6 月より実施する。

（1996 年 6 月 15 日の徳島大学教職員組合第 39 回大会で確認）

（2015 年 7 月 4 日の徳島大学教職員労働組合第 12 回定期大会において一部改正し、2015 年 3 月 18 日より施行する。）